組織規程 新旧対照表(案)

令和6年3月26日 本部事務局人事部

改正理由等

第1条~第7条 (略)

第7条の2 理事長は、必要と認めるときは、特に理事長が指示する事務を専管掌理させるため、顧問、参与<u>、</u>担当局長<u>及び参事監</u>を置くことができる。

新

第7条の3~第10条 (略)

(こども医療センター)

第11条 (略)

病院	医療安全推進部	医療安全推進室
		患者家族医療対話推進室
		感染制御室

2 (略)

(略)

病院

医療安全推進部

医療安全推進室

(1) 医療安全の推進に関すること。

患者医療対話推進室

(1) 患者家族との対話の推進に関すること。

感染制御室

(1) 院内感染対策の推進に関すること。

第12条 (略)

(がんセンター)

第13条 (略)

病院	医療安全推進部	医療安全推進室
	医療の質管理部	_(削除)_
		感染制御室
		医療の質評価推進室
		地域連携室
		患者医療対話推進室
	患者支援部	緩和ケアセンター
		(略)
		(削除)

第1条~第7条 (略)

第7条の2 理事長は、必要と認めるときは、特に理事長が指示する事務 を専管掌理させるため、顧問、参与<u>及び</u>担当局長_____を置くこ とができる。

ĺΗ

第7条の3~第10条 (略)

(こども医療センター)

第11条 (略)

病院	(新規)	医療安全推進室
		(新規)
		感染制御室

2 (略)

(略)

病院

(新規)

医療安全推進室

(1) 医療安全の推進に関すること。

(新規)

(新規)

感染制御室

(1) 院内感染対策の推進に関すること。

第12条 (略)

(がんセンター)

第13条 (略)

1071	4 /	
病院	(新規)	(新規)
	医療の質管理部	医療安全推進室
		感染制御室
		医療の質評価推進室
		地域連携室
		(新規)
	患者支援部	緩和ケアセンター
		(略)
		患者医療対話推進室

【第7条の2】

・本部又は病院に参事 監を設置するための改 正

【第 11 条】

- ・医療安全管理体制強 化の一環として、「医 療安全推進部」を新 設する。
- ・病院直下の組織として、「患者家族医療対 話推進室」を新設する。

【第 13 条】

- ・医療安全管理体制強 化の一環として、「医 療安全推進部」を新 設する。
- ・「患者医療対話推進 室」を「患者支援 部」から切り離し、 病院直下の組織とす

1

新	旧	改正理由等
2 (略) 病院 医療安全推進室 (1) 医療安全の推進に関すること。 医療の質管理部 (削除) 感染制御室 (1) 院内感染対策に関すること。 (略) 虚者医療対話推進室 (1) 患者との対話の推進に関すること。 患者支援部 (略) (削除) (削除) (削除) (削除)	2 (略) 病院 (新規) (新規) 医療の質管理部 医療安全推進室 (1) 医療安全の推進に関すること。 感染制御室 (1) 院内感染対策に関すること。 (略) (新規) 患者支援部 (略) 患者医療対話推進室 (1) 患者との対話の推進に関すること。 (略)	